警報・注意報など発表時の休業および登下校について

岐阜市立島中学校

【登 校 前】

１　警 報（いかなる警報であっても）発表又は警戒レベル３以上が発令

（１）警報及び警戒レベル３以上がすべて解除されるまで　→　自宅で待機する。

（２）７：２０（始業時刻の　１時間前）までに警報及び警戒レベル３以上が解除された場合
→　平常どおり　（８：２０まで）に登校する。

（３）７：２０～１２：００　に警報及び警戒レベル３以上がすべて解除された場合
→　解除後，１時間を経て授業を開始する。

（４）正午を過ぎて解除された場合　→　休業とする。

（５）午前中のみの土曜授業の日８：２０に警報又は警戒レベル３以上が発表されている場合
→　休業とする。

【登 校 後】

２　強風注意報・暴風警報が発表、又は警戒レベル３以上が発令（台風接近時）

（１）強風注意報発表時
生徒を安全に帰宅させ得ると認められる場合は授業を速やかに中止して下校させる。
（教師，ＰＴＡ，地域の方々等による見届けを行い，生徒のみで下校させない。）

（２）暴風警報発表時又は警報レベル３発令時
校内の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の適切な措置をとる。

（３）警戒レベル４以上発令時
生徒をいかなる方法であっても下校させず、校内の最も安全な場所で待機させる。

※ただし、保護者が迎えにきた場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

３　警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報が発表、又は警戒レベル３以上が発令

（１）警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報発表時又は警戒レベル３発令時
A 生徒を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させる。
B 安全が十分に確保できない場合は、校内の最も安全な場所で待機させ、引き渡しなどの措置をとる。

（２）警戒レベル４以上発令時
原則いかなる方法でも下校をさせず、校内の最も安全な場所で待機させる。

※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

（令和元年１０月１７日改正）